

# 契約の基礎知識

## 第2回

### 契約での合意内容に拘束されるのは 原則として当事者のみ

契約とは、相互に取引関係に立つことを合意した当事者間で交わされる約束であり、契約に基づく法的拘束力が及ぶ関係者は、原則として契約内容に合意した当事者に限られます。ただし、契約内容により当初から当事者以外の第三者に影響を及ぼすことが想定されたり、契約締結後に契約関係に入ってくる関係者が現れたりする場合があります。本稿では、契約の当事者や契約に基づく影響を受ける関係者について解説します。

#### 契約は当事者のみに有効

契約は、取引関係に立つ当事者が合意して成立した約束に法的拘束力が認められ、契約の当事者ではない第三者には契約での合意事項の法的効力は及ばないのが原則ですが、当事者以外の第三者に影響を及ぼす合意で「第三者のためにする契約」（民法第537条）と呼ばれる契約形態もあります。これは、当事者の一方が当事者以外の第三者に何らかの給付をすることを約束する契約で、保険会社と保険契約を交わした契約者が、自分以外の人を保険金受取人とす

る場合がその例です。

この場合、保険金受取人は保険会社と直接契約を交わした当事者として保険金を受け取るわけではありません（図1）。

#### 契約当事者の特定

契約は合意をした当事者間でのみ有効で、契約に基づく法的な権利義務を考える際には、契約の当事者が誰かの特定が必要です。

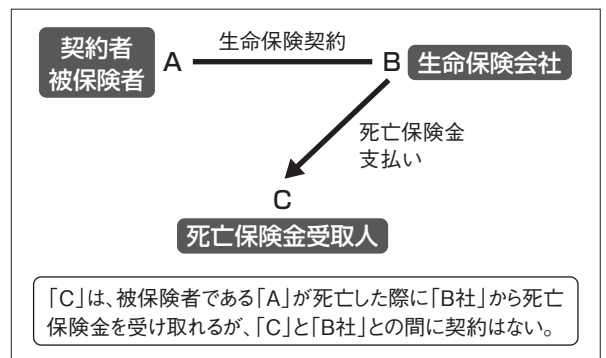
個人間の取引なら契約をした個人が当事者です。当事者が個人事業主の場合は、事業に用いる屋号を当事者名として使えますが、屋

マルチサポートコンサルティング  
代表  
法律・経営コンサルタント

佐久間 篤夫

URL <https://www.multi-support.jp/>

図1 第三者のためにする契約の例



号を名前に持つ独立した法的権利義務主体は別に存在せず、当事者は屋号を使う個人になります。

会社や社団法人などの法人が契約をする場合は、法人自体が独立した法的権利義務主体として当事者となり、その法人に出資した株主や社員、代表取締役や代表理事等の肩書を持つ法人の代表者が当事者になるわけではありません。

また、団体の形はあるものの、独立した法的権利義務主体としての法人格が認められていない団体自体が、契約の当事者となる場

作成者の属性		作成者の氏名・肩書	注意点	根拠法令等
個人	実名			
	仮名、通称		実在する個人を特定できることが必要	
個人事業主		屋号	事業主個人を特定できることが必要	商法第11条第1項
法人	株式会社 (特例有限会社を含む)	取締役	代表取締役が選任されていない場合	会社法第349条第1項本文
		代表取締役	代表取締役が選任されている場合は「取締役」には代表権がない	会社法第349条第1項但書、第4項
		代表執行役	指名委員会等設置会社の場合	会社法第420条第1項第3項、第349条第4項
	持分会社 (合同会社、合資会社、合名会社)	社員	業務執行社員が定款で定められていない場合	会社法第590条第1項
		業務執行社員	業務執行社員が選任されている場合	会社法第599条第1項本文、第4項
	各社共通	代表社員、代表者	業務執行社員の中から、又は業務執行社員以外に会社の代表者を選任した場合	会社法第599条第1項但書、第3項、第4項
		事業部長 営業部長等	①支配人としての登記があれば可	会社法第11条第1項、第918条
			②個別に担当事業等につき会社の代理権限があれば可(代理権限が実際に付与されていれば代理人の表示はなくても可)	会社法第14条第1項、商法第504条
	③上記①②いずれにも該当しない時は、表見代理の成否の問題になる		会社法第13条(表見支配人)、民法第109条	
	一般社団法人 一般財団法人	理事	代表理事その他法人を代表する者が選任されていない場合	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第77条第1項本文
代表理事、代表者		代表理事その他法人を代表する者が選任されている場合	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第77条第1項但書、第3項、第4項	
特別法に基づく特殊法人、組合等 (例：医療法人、農業協同組合)	代表理事 理事長等	各個別法の規定による		
法人格のない団体	民法上の組合	各組員による 他の組員の代理	業務執行者が選任されていない場合 (代理には組員の過半数の同意が必要)	民法第670条の2第1項
		業務執行者	業務執行者が選任されている場合	民法第670条の2第2項
		組員全員	以上のいずれでもない場合	
	権利能力なき社団 (例：同窓会、PTA、ゴルフクラブ)	代表者	団体個別の規約等に基づいて判断	判例による認定要件：①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体自体が存続し、④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している団体 (最高裁判所昭和39年10月15日判決)

図2 契約書面の作成者

### 契約書面の作成者

#### ①当事者が個人の場合

当事者間で交わした契約を書面化する場合、個人の当事者はその実名で契約書面を作成するのが原則です。実名ではない通称などで活動する個人が契約をする場合も、契約書面の作成者が誰かを特定できる必要があります。

個人事業主の場合は屋号を使えますが、その屋号を使う個人が誰かを特定できる必要があります。当事者の特定のために当事者の氏名と住所を記載し、印鑑証明書と実印の押印で確認する方法が用いられることがあります。

合もあります。

契約締結交渉時に、契約をする本人ではなくその代理人だけが交渉に関与して契約合意を成立させる場合もあります。その場合でも、

代理人ではなく自分の代わりに代理人を使った本人が契約の当事者になります。

#### ②当事者が法人の場合

会社や社団法人などの法人が当事者になる場合は、法人を代表する人が法人の代わりに契約書面を作成する形式を取ります。

当事者の特定のために法人の本店住所と商号を記載し、当該法人の代表権限者の氏名を代表権限を示す肩書とともに記載します。法人の商号や本店住所、代表権限を有する関係者の氏名は当該法人の登記簿謄本で確認できます。

多くの場合、株式会社は「代表取締役」一般社団法人は「代表理事」が、法律上の正式な代表権限の表記であり「社長」や「理事長」ではありません。その他、特別法に基づいて設立された特殊法人や組合なども法人格を有する団体で、各法律に代表権限を有する人が定められています。

契約書面の作成者が「事業部長」や「営業部長」などの代表権限がない肩書の人である場合も、会社の代理人としての権限を有していれば問題はありませぬ。

他者の代理人として行動する場

合には、原則として他者（本人）の代理人であることの表示が必要ですが（民法第99条第1項）、事業取引のような商行為についてはそのような表示がなくても、本人である個人事業主や法人・団体について効力を生じる扱いがなされます（商法第504条）。

実際、代理権限のない人が権限を有する外観の下に行動していた場合には、内部事情を知らない取引相手を保護する表見法理と言われる法解釈により、本人が作成者と判断されることが多いです。

### ③当事者が法人格のない団体の場合

民法に基づく組合契約で創設される「組合」は法人格が認められない団体であり、組合員の代理人か業務執行者がいない場合は、組合員全員が契約当事者として契約書面の作成に関与する必要があります。

この他「権利能力なき社団」と評価される団体も契約当事者となり得ますが、法律上の明確な根拠

がないため、団体個別の規約などに基づきその団体の代表者とされている人を契約書面の作成者とする必要があります（前頁図2）。

### 契約当事者の表記と書面の作成方法

多くの場合、契約書面に契約当事者として当事者全員の住所と氏名または名称が記載され、個人の当事者自身または法人その他の団体である当事者の代表者、あるいは当事者の代理人による署名（手書きで氏名を書くこと）押印、または記名（氏名または名称をゴム印で印字しまたは印刷すること）押印がなされます。

事業取引に関する契約書面の場合は記名押印で済ませることが多く、法律上は署名がなくても押印があれば記載された作成名義人により作成されたと推定されます（民事訴訟法第228条第4項）。

契約書面には作成名義人を示す押印の他に、契約書のページの差し替えないことを確認できるよ

うに複数ページにわたる契約書の各ページの綴じ目に契印を、2通以上の契約書面が作成された場合に、同一機会に作成された複数の契約書面にまたがる形で割印をそれぞれ押印することもあります。

契約書面と契約当事者の署名は、電子契約と電子署名に置き換えることも可能です。法律上、電磁的記録（デジタルデータ）を書面と同等に扱うことが明記されている書面もあり、本人による電子署名が行われているときは「電磁的記録の真正な成立」を推定する規定が定められています（電子署名及び認証業務に関する法律第3条）（図3）。

なお、契約書面の内容によっては印紙税が課税されることがありますが、契約書面を紙に印刷した文書ではなく電磁的記録（デジタルデータ）で作成した場合には印紙税は課税されません（印紙税法第3条、印紙税法基本通達第44条第1項、参議院第162回国会平成17年3月15日付答弁書第9号小泉純一郎内閣総理大臣答弁）。

図3 書面に代えて電磁的記録での作成を認める法律の規定例

書面の種類	根拠条文
時効の完成猶予の効果をも有する権利についての協議を行う旨の合意書面	民法第151条第4項
保証契約書面	民法第446条第3項
免責的債務引受で引受人に移転する債務の保証人の承諾書面	民法472条の4第5項
弁済者が交付を請求できる受取証書	民法第486条第2項
定型約款を記載した書面	民法第548条の3第1項
書面とする消費貸借	民法第587条の2第4項
定期借地権の特約書面	借地借家法第22条第2項
定期建物賃貸借の特約書面	借地借家法第38条第2項
取り壊し予定建物賃貸借の特約書面	借地借家法第39条第3項

### 契約関係者としての立場

契約書面に氏名や名称が記載された関係者の契約における立場は、売買契約の売主と買主、請負契約の注文者と請負人のように、二当事者間契約で関係者が二者記載されていれば通常は明確です。

他方、二当事者間契約であるの

に三者の関係者名が表示されることとがあります。

例えば、土地の売買契約書に売主と買主の他に立会人が記載されることもあります。立会人は契約締結の場に同席した関係者に過ぎず当事者ではありません。

また、建物の賃貸借契約書に建物の貸主と借主の他に借主の同居人が表示されても、借主として賃料を払わず借主と同居するだけの関係者は当事者ではありません。

さらに、金銭消費貸借契約書や建物賃貸借契約書に貸主や借主とともに保証人が表示されることがあります。けれども、保証契約は貸主と保証人の間で締結される契約であるため、貸借契約書に保証人の表示があっても借主とともに貸主との間の貸借契約の当事者にはなりません。

### 契約当事者の変更

契約に基づく取引継続中に当事者に変更が生じる場合があります。

#### ①個人の姓名や

##### 屋号、法人の商号の変更

当事者である個人の姓名や個人事業主が事業で使う屋号、法人や団体の商号や名称が変更した場合は、姓名や屋号、商号や名称が変更した後の個人や法人、団体が、契約書面上に記載されている当事者と同一であることを確認できるように、当事者の表示を修正した契約書面を作成し直すか、締結済みの契約書面の修正力所を確認する書面を作成するべきです。

#### ②契約により生じた債権

##### または債務の移転

契約に基づいて発生した債権や債務が、個別に債権譲渡や債務引受の形で契約当事者以外の第三者に移転する場合には、債権者や債務者が契約当事者以外に変更されず。

ただし、債権譲渡の効果を当該債権の債務者に主張するためには債権の譲渡人が債務者に通知するか債務者の承諾が必要であり（民法第467条第1項）、債務引受

の効果を当該債務の債権者に主張するためには、従前の債務者が引き続き債務者に留まるか否かにより、民法が定める債権者と債務者、債務を引き受ける第三者の間の契約や承諾が必要となります（民法第470条、第472条）。

#### ③契約上の地位の移転

当事者が契約当事者としての立場を第三者に一括して移転するのが契約上の地位の移転です。

契約上の地位の移転は、当事者の一方が第三者に契約上の地位を譲渡する合意をし、当該契約の相手方がその譲渡を承諾することで効果が生じます（民法第539条の2）。

ただし、不動産賃貸借契約においては、登記または借地借家法や他の法令の規定により賃貸借の對抗要件を備えた賃借人がいる場合には、賃借人の承諾なしに、賃貸されている不動産の譲渡により賃借人の地位が不動産の譲受人に移転するとされています（民法第605条の2）。

#### ④個人当事者の死亡

##### 法人の解散、合併

個人の当事者が死亡したとき、一部の典型契約については契約が終了すると定められています（使用貸借契約につき民法第597条第3項、委任契約につき民法第653条第1号）。

契約に基づいて生じた債権債務のうち、相続可能なものは死亡した当事者の相続人に相続され得ますが、当事者の同一性は損なわれます。

また、当事者である法人が解散して清算手続に入ったときにはやがて消滅する清算法人となり、他の法人に吸収合併されたときには法人は消滅して契約上の地位は吸収合併をした会社に包括的に移転し、いずれの場合も当事者の同一性は損なわれます。

このように当事者である個人の死亡や法人の解散、合併といった事象が発生した場合には、契約を締結した当事者の同一性がなくなるため、契約を終了できると合意する場合があります。